

## [2] 性的虐待を疑わせる事柄とは

性的虐待あるいは性的虐待を疑わせることとは概ね以下の事柄である。

### 1)明らかな性的虐待行為

明らかな性的虐待行為にあたること(子どもの安全への侵害行為 性的擣取行為)

- ① 子どもへの性交、性器を口や肛門に入れる/入れさせる 口で性器や肛門に触れる/触れさせる等の性的暴行、およびそうした性的行為の強要、教唆など
- ② 性器を触る又は触らせる、舌を使ったキスや胸や下半身などプライベートゾーンへの接触あるいは触らせるなどの性的暴力、またそうした性的行為の強要・教唆
- ③ 性器や性交を子どもに見せる ポルノ情報を見せる・聴かせる 目に触れるところに放置する
- ④ ポルノグラフィーとなり得る画像等の被写体などにする

### 2)性的虐待行為の疑い 1

性的虐待を疑わせること(直接的な性暴力被害の具体的告白は無いが、何らかの性被害を疑わせる発言)

- ① エッチなことをてくる
- ② 体を触りにくる 体を触られる なでられるのがイヤ なめたりする 等の不快接觸
- ③ 体を触らせられるのがイヤ
- ④ お布団に入ってくる
- ⑤ 服を脱がされる 裸にされるのがイヤ (場面不明で)
- ⑥ キスをされるのがイヤ
- ⑦ 息を吹きかけられる(フゥ～ツ とかハア～ツ 等とされる)のがイヤ
- ⑧ エッチなビデオ DVD を観せられる 横で観ている 音が聞こえる
- ⑨ 抱きつかれるのがイヤ くつづいてくるのがイヤ
- ⑩ 写真撮られる 映されるのがイヤ (場面・内容不明で)
- ⑪ (子どもの見ているところで)エッチしている 見せられる
- ⑫ (性交渉とは限らないが)エッチなこと、ところを見せられる

### 3)性的虐待行為の疑い 2

当人にとって、何らかの性被害を発生させている疑いのある発言・相談(性的虐待の潜在可能性がある、あるいは発生予防上指導しなければならない状態をうかがわせること)

- ① 異性の保護者がお風呂に入ってくる 一緒にお風呂に入る(年齢要件 子どもの忌避を考慮)
- ② 風呂で体を洗われる 相手の体を洗う(内容不明確)
- ③ 裸でうろうろする 性器が見えている
- ④ 裸をのぞかれる(風呂やトイレ、着替えなど) お風呂をのぞかれる(疑いを含む)
- ⑤ 下着を触られる 盗まれる(疑いを含む)
- ⑥ 部屋をこっそりのぞかれる 子どもの衣服・持ちものをこっそり触りにくる 持ち出す(疑いを含む)

#### 4) 子どもの行動からの疑い<sup>\*)</sup>

子どもからの告白は認められないが、何らかの性被害が子どもに生じていることが疑われるような問題行動

- ① 子ども自身が露骨な性的行為を遊びとして他の子どもや大人に仕掛ける(正常な発達としての性的な遊びから逸脱した行為)
- ② 過剰で強迫的なマスターべーションを時には人前でも行う。(ストレス性の問題による場合もある)
- ③ 急激な行動変化としての家出、夜間徘徊と性的問題行動の出現

#### 5) 性的虐待の目撃・問題事実

子どもからの告白は無いが、何らかの子どもの性被害を目撃、あるいはそれに代わる証拠についての報告

- ① 何らかの性加害—被害場面や行動・行為の直接目撃
- ② 加害者の携帯電話やパソコン、ビデオカメラに子どものポルノ画像がある
- ③ 何らかの性非行や性的問題行動が認められていない子どもの妊娠や性病感染

こうした虐待が疑われる加害者は保護者 きょうだい その他の同居人 親族 知人など広範囲にわたり、児童虐待の防止に関する法律の定義範囲ではカバーしていない性暴力被害も含まれる可能性があるが、いずれにおいてもまずは子どもの身に何が起こっているのか、子どもの安全を保証するためにはどうすることが必要か明らかにすることが重要である。

#### 6) 性的虐待問題へのアプローチにおける考え方

児童虐待の防止に関する法律で定義される性的虐待者の定義は保護者、現に子どもを監護する者、同居人に限定されているが、それ以外の者が子どもに行う性的虐待行為から子どもが守られていない状態にある場合には保護者のネグレクトとしてこれを扱う。いずれも子どもの安全の確保の観点から見れば、加害者による定義よりも子どもの被害事実の定義によって子どもの安全への対応を決定しなければならない。

<sup>\*)</sup>子どもの行動上の問題から性的な問題が子どもの身に生じている、あるいは何らかの関係する性的被害や性にまつわる経験が関与していると疑われる状況はここに示したこと以外にも多様な実態がある。また、これらの問題はいわゆる虐待問題として通告されるよりも、子ども自身の性格行動上の問題、反社会的な非行問題として相談につながることが多い。これらの問題行動の背景に性的虐待や性暴力被害が潜在している危険性を相談機関は充分に認識し、適切な対応をとることが重要である。実務上の対応としては、これらの問題は通告対応となるよりも、原則的に問題背景の事情聴取、関係者への調査から対応が開始される場合が多い(13 を参照)。

[3]子どもからの性的虐待の告白を聴いた時の対応原則（以下[3]～[6]は通告を担当する機関への助言で参照）

性的虐待の発覚の大半は、子どもが日常的に接していて子どもが信頼する第三者に、何らかの心的困難、現実的な不安や嫌悪・恐怖、危険の切迫下で、黙っていることに耐え切れなくなって打ち明けるということが端緒となる。

もしも子どもの告白を聴いた人物が、子どもの話を信じられないと考え、あるいは関係者の利害関係の複雑さや、困惑・当惑から福祉事務所や児童相談所への情報提供や通告をためらうと、性的虐待は発覚しないままとなり、子どもの被害は継続・拡大するかもしれない。

多くの子どもが自らの苦悩から、いったん告白し始めると、即座に今度はその事実発覚の重さ、周囲の反応に耐えることの恐怖や当惑から、その場から逃げ出したり、何もなかったふりをしたり、あるいは告白した人物に自分が話したことの秘密にしてくれるように頼んだり、自分の話を否定して撤回したりする。こうした子どもの反応は性的虐待には特有の傾向としてみられるが、こうした子どもの言動が、子どもの告白を聴いた人の当惑や不安、不審感を強めたり、混乱させたりすることになり、「何がなんだかよくわからない」、「しばらく様子をみよう」、「とりあえず何も聞かなかつたことにしておこう」といった反応を導きやすい。

性的虐待はわずかな子どものほのめかしの発言や断片的な告白を端緒としなければ、長期に発覚せずに潜伏し進行する、ということを理解し、子どもの最善の利益の為には直ちに情報提供・通告、それに続く子どもの安全確保調査、その結果としての一時保護や施設入所を含む対応を行わなければ、子どもの安全が守れないことを自覚することが子どもの援助に係るすべての人にとって必要なことである。

もちろん過剰反応や予断と偏見による子どもの言動の誤解・曲解、あるいは教唆・誘導による性的虐待の疑いの肥大、捏造は避けなければならない。しかし、そうした問題の危険性についての指摘・主張の一部は実際の加害者による自己弁護や防衛、ごまかしにもなり得るのであって、冷静に子どもからの告白事実を聞きとった段階で、そのことの判断自体を専門機関にゆだねることが、子どもの福祉を考える立場の職員や非専門家である一般市民の責務であり、適切な反応である。

告白を聴いた人物が、内容のプライベートさから、子どもの親族や非加害側の保護者にこっそりと子どもの話を伝え、意見を求めたり、対応を委ねたりしようとすることがある。話を聞いた人物が、子どもの安全を守り、適切な対応をとった場合には、問題はないかもしれない。しかし、子どもの親族や家族が、子どもから告白を聴いた人物よりもより冷静かつ適切に事態に対処できる可能性は相対的には低い。ではなぜそうするのか？告白を聴いた人物が困惑し、そのまま社会的に反響を呼ぶ対応をする自信が持てず、事態を当事者に返したいからそうするのである。もしも話を聞いた子どもの関係者が「どうかこのことは内密に、そして忘れて下さい、あとは私たちで何とかするから」と言ったら、事態は潜伏し、子どもの安全は謎につつまれ、そして初めに告白を聞いた人物は身動きが取れなくなるだろう。そうならない最善の方法は、即座に専門機関に通告して、子どもの安全についての調査と判断をゆだねることである。

#### [4] 虐待をほのめかす子どもの告白を聞くことになったら

性的虐待の発覚、発見の契機は、学校や保育所等の子どもの生活場面で、子どもと接触のある関係者が、子どもから何らかの被害を打ち明けられるということによる場合が多い。告白は直接的には帰宅を渋る理由として、あるいはちょっとした生活における悩みごと・苦情の延長として、あるいはより漠然とした困りごとの叙述に混じって表明される。

多くの場合、性的被害を話す子ども自身がそれを話して他人に信用されるか確信が持てず、あるいは口止めや脅しによる制限・制止の影響下にあるため、話し方はあいまいで、いつでも取り消せるような、ほのめかすような表現であることが多い。

子どもが何か重要なことについて話そうとしていることがわかったら、周囲の状況を見て、できれば子どものプライバシーが守れる場所・条件を確保して子どもの話を聞くことが必要である。子どもにはさりげなく、周囲にも目立たないように移動してプライバシーが守れる空間を確保することが重要である。

人が性にまつわる話を聞くことを恥ずかしがったり、突然何を言い出すのかと当惑したり、戸惑ったりしている態度をもし見せると、多くの子どもは話すのを躊躇し、やめてしまうかもしれない。残念ながらこの世では何がしか考えうる最悪のことがしばしば現実に起こっており、そのことは我々が想像する以上に悪いこともあるということ、もしそれが本当なら、その状況に巻き込まれ、取り込まれた子どもが陥っている孤独で無力化された状態から、我々が落ち着いて事態を理解し、対処することで、子どもを救い出せるかもしれないこと、しかし全ては「それは疑惑の肥大ではないか、子どもの妄想ではないか」という反論の真っただ中でしか解明されないだろうということを含め、これらの事柄について、自覚しているかどうかが重要である。

子どもの話すあいまいさを改善しようとして、しばしば聞く者は内容確認のための質問をしようとするが、それは結果的に、人物の特定や場所の特定、具体的な被害内容の立証性に関して、暗示、教唆・誘導の反論・指摘を受ける危険性が極めて高くなることをよく自覚しておく必要がある。

この段階で子どもの発言の立証性・客觀性を確保する最善の方法は、子どもが話すことを介入的な質問を挟まずに聞き取り、その内容を正確に子どもが話した通りに記録することである。

[5]もしも子どもが自分の発言を途中で撤回するとか、話したことを秘密にするように要請したら

もしも子どもが話している途中で発言を撤回し、何も無かったことにしたり、話したことを秘密にして欲しいと言いたりしたら、こちらはまず、冷静になり、落ち着くことが重要である。多くの場合、子どもは混乱しており、当惑している。恐怖感を覚えているかもしれない。子どもの告白を聴いて驚き、動搖している人は、たちまち子どもの当惑が伝染してうろたえやすい状態にある。そのために、子どもを責めて白状させようと焦ったり、子どもと秘密の約束をしたり、話を聞くのをやめようしたりしやすい。

① 子どもが自分の身に起こっている何らかの危険について話すのをやめた場合には、落ち着いて以下のメッセージを伝えることが重要である。

- a. 私はあなたが話してくれたことが、とてもあなたにとって大切な話であると思っている。
- b. もしもあなたの身に何かよくないことが起こっているのだとしたら、私はあなたのことが心配である。
- c. 私はあなたの心配や困ったことについて、あなたが話してくれたことが本当にあったと考えて、そのことからどうすればあなたを守れるか、安心できるようにするにはどうしたら良いか考えている。
- d. こういう話は何度も何も無かったことになったり、またやっぱり本当だったりする。私はあなたに本当に何があったのかが大切だと思っており、いったん何も無いと言われた話がいつまた本当のことだったと聞いても驚かないし、またあなたが途中で話すのをやめても怒ったり、信用しないと思ったりはしない。
- e. もし続きを話してくれるなら、それは大切なことなので聞きたいと思う。
- f. もし、もう話したくないのであればやめても構わない。いつまた続きを話しても構わない。
- g. 何か話したいことが出てきたら、そう言ってくれればいつでも話を聞く。
- h. あなたは今まで安全なのか、大丈夫なのか私は知りたいと思う。

② 子どもが自分の話したことを秘密にしてくれるように要請した時には、以下のように説明して秘密にしないこと、援助を求めることが必要なことを誠実に説得することが重要である。便法のために秘密を守る約束をしてそれを覆したり、こっそり通告したりしないことが重要である。

- a. 人の秘密には二つの秘密がある。
- b. ひとつ目は小さな秘密。誰かがひどい目に遭ったりはしない秘密。これは心のポケットにしまっておける。内緒にできる。
- c. ふたつ目は大きな秘密。誰かがひどい目に遭ったり、安全でなくなったりする秘密。これは大きすぎて心のポケットにしまっておくことが出来ない。
- d. あなたの話してくれたことは大きな秘密である。このことであなたも私も安全とはいえない。あなたの安全のためには秘密をしまっておくことはできない。
- e. このとは専門の人に話して、あなたの身が安全に守られるように判断し、助けてもらうことが必要である。

子どもが、自分が打ち明けた内容を秘密にしてもらえないなら、告白を撤回すると主張した場合、子どもの安全を確保するために説得を続けることが必要だが、それでも第三者に伝えることを強く拒否し、子どもとの接点そのものを失いかねない場合には、子どもの安全と事後の見通しに焦点を移して、被害の話はいったん閉じる事態もあり得る。この場合、子どもの立場の孤独さと困難さをよく理解し、[3]-1の対応をすることが重要である。加えて児童相談所に事情を報告し、事実上の通告となるが、現場での対応そのものからの連携・相談が開始されることが重要である。

## [6]子どもの告白を聞く非専門家の留意点

- ① 子どもの告白が性的な被害をうかがわせるものであることが察知された段階で、子どもが安心して話をすることができる保護的な場所と時間を周りに知られないようにそっと設定する。
- ② 子どもの話すことに注意を集中し、子どもが話すことをそのまましっかり受け止める。
- ③ 子どもの話す言葉は丁寧に尊重し、子どもが自然に話すままに聞き取る。聞き取った話を確認する場合には、子どもの言った通りの言葉、表現を使って子どもの発言を確認する。
- ④ 子どもの言った言葉の意味がつかめないときは「～というのは何のこと？」と尋ねるのは良いが、子どもが話していない言葉を使って「～というのは〇〇のこと？」と尋ねてしまうと「〇〇？」と尋ねたことが誘導になる危険性が高くなる。また、子どもが使っていない言葉を使って子どもの話を言い換えると、子どもは自分の話し方が間違っている、直された、あるいは露骨に話してはいけないことを言ったと誤解する危険性が生じるかもしれない、できる限り子どもの使った言葉を尊重して対応する。
- ⑤ 子どもは性的被害について話すことについて、恥ずかしい気持ち、信用されないのでないかという不安、逆に話したことが引き起こす家族や周囲への影響やその結果についての不安、話してはいけないと口止めされたり、脅かされたりしていることへの恐怖などを抱えて苦しみながら話していることを理解する。  
今、すべてを話せないことや、どう話せば良いか充分には考えないで話し始めているかもしれず、途中で沈黙しても、話が中断しても驚かずに待つ。また続きの話をするのに時間が欲しいと言った場合には内容に応じて子どもの安全の判断をしながら時間を与えることも必要。
- ⑥ 子どもからの要請があっても秘密の約束はしない。子どもを守るためににはこの秘密は大き過ぎて秘密にしておけない。「周りの人の助けが必要である」と説得することが必要。ただし、この時点で「二度と被害に遭わないようにする」と約束することはまだできない。
- ⑦ 打ち明けられた話の内容にこちらが驚いてうろたえたり、強い感情的な反応をしたりしないように気をつける。落ち着いてやさしく接する。子どもや非加害者に同情して泣いたり、加害者への怒りを露わにしたりしない。子どもは話を聞く者の態度・反応から、自分の告白の重大性やそれが人に与えるインパクトの大きさに怯えて話すことをやめることがあり注意が必要である。
- ⑧ 子どもは一度話したことを撤回したり、違った話をしたりすることがあることをあらかじめ認識しておく。そうした言動がみられても直ちに指摘して問い合わせたり責めたりはしない。
- ⑨ 性的虐待については疑いの段階で通告することが必要である。事実の確定に至る確認作業は通告を受けた児童相談所が担当する課題となる。通告は原則的に子どもが属している組織の協議と決定により行う。告白を聞いた人が組織に属していない場合には個人で通告することもあり得る。

- ⑩ 子どもに性的虐待被害の疑いが確認された段階で子どもの安全確保を図る。学校等の集団では、本人のプライバシーを守り、不自然にならないようにそっとみんなから離れたところで守れるように準備する。
- ⑪ 子どもが自分を振り返って「私が悪いんです」「私がちゃんとイヤと言わなかったのが悪い」とか「私のせいで、お母さんがかわいそう」などと自分を責めたり、「お父さんはその時酔払っていてお酒のせいで、あんなことしただけでお父さんは悪くない」と加害者をかばったり、「私が女(男)でなければ良かった」「男(女)に生まれていれば良かった」などと自分の性や存在を否定するような発言をした場合、あるいは「死んでしまいたい」「私なんか居なくなればいいんだ」といった強い自己破壊的な感情が表明された場合、当人の発言にとっさに意見を返さず、「そんな風に感じるんだね」「そう思うとつらいよね」といったようにそのまま受けとめることが重要。その上でタイミングをみて、どのような経過があるにしても子ども本人が望んでそうなったのではないことを伝え、本人の自責感情についても「あなたは悪くないのよ」「その出来事にあなたは責任は無い」とはっきり伝えること。\*
- ⑫ 子どもが自分の体験を打ち明けたこと、話してくれたことについては「お話してくれてよかった」「あなたは間違ったことをしていない」と支持することが重要。
- ⑬ 子どもが性的虐待の存在を否定した場合、子どもから再び性的虐待の告白がされることを驚かずに受け止めることは重要だが、周囲の側から繰り返し、子どもに性的虐待の有無や告白を迫るような質問を繰り返したりするはたらきかけは、直接・間接を問わず、子どもへの過剰な圧力になるのでしてはならない。
- ⑭ 子どもから通告後の見通しについて尋ねられた場合には、児童相談所の専門の職員があなたの話を聴きに来る と説明する。以後の可能性は児童相談所の判断によるため、子どもが直接児童相談所の職員と話し合うべき内容となる。その時点で可能性の範囲等について通告者が話すべきではない。「施設に行くのか」と子どもが尋ねたら、どうしてそう思うのか、誰からそういう話を聞いたことがあるのか尋ねてもよい。また施設にいかかどうか自体については、「それは分からない。その点については児童相談所があなたと話し合って判断する」とのみ答えること。児童相談所への通告が子どもにとって大きな動揺を引き起こすと予測される場合、児童相談所への通告を子どもに伝える際にはすでに児童相談所の職員が隣室で待機し、子どもに通告の事実を伝えた直後に、初期被害調査面接に入ることが子どもを安全に保護するために必要であることが多い。

\* 臨床的には性的刺激に対して自分が快感を覚えたこと、体が反応したことについての戸惑い、自分を恥じる自責感や罪障感、自分を許せない無力感と怒りがある場合、それはしばしば表明されないままとなっていると指摘されている。また虐待者はしばしば子どもの体が性的に反応したことをもって子どもが性的接触を求めていたと主張する。また子どもにもそれをもっておまえも共犯であるとコントロールしている。「あなたは悪くない」というメッセージに強く反発し、「勝手にそういう慰めを言わないで欲しい」「あんたに何がわかる」といった怒りを表明する事例では、そうした体験への戸惑いと囚われが背景に存在することがあり、外傷性の性化行動がしばしば伴う。

熟練した援助者がそうした兆候をつかんだ場合には、「もしもあなたの体が刺激に反応したり快感を感じたりしたとしても、それはあなたが本来望んだことではなかったはず。そう仕向けられたあなたに責任は無い。」とはっきり伝えることが必要である。こうした事例では、外傷性の性化行動が問題になることも多く、行動観察上も注意が必要である。

これらの課題は治療的な性教育では重要な課題である。

## [7] 子どもからの告白が無い場合の通告要件

通常の性的虐待の発覚については当事者の告白・開示が無ければ事実認定が不可能な場合が多く、疑いの段階で対応が停止してしまうことが多い。もしも実際に性的虐待が存在していて、対応が疑いの段階で停止せざるを得なくなった場合、それに気づいた虐待者は以後、より巧妙に立ち回り、被害者の口を封じる手立てを講じるだろう。従って、被害者の安全が確実に確保できる保障のない対応には慎重でなければならない。実際的な子どもの安全の確保が保障されない警告的な圧力の効果はあまり期待できないばかりか、被害者にとってはかえって危険である。

性的虐待の間接的な兆候を子どもの言動から感じ取ったり、見方によっては間接的な性的虐待の状況証拠と解釈可能な事柄が数多く認められたりするような事例の場合でも、子どもからの直接の何らかの告白か、客観的な虐待の疑いについての証拠情報がなければ、職権による保護は難しく、さらに調査による対応を検討することが原則となる。ましてや子どもが否認する場合には質問以上の介入はより困難である。子どもからの被害の告白が無い場合の性的虐待の発見・通告に対する対応では、当事者の否定によっても事実の推定、あるいは認定が可能な程の客観的な事実情報が必要となる。

### 1) 親権者・保護者の目撃

子どもの安全について最も責任ある親権者・保護者が子どもの性的虐待の現場を目撃したり事実を推定するに十分な証拠を発見したために、相談機関に通報して子どもの安全について相談することがある。多くの場合、子どもへの虐待加害者は保護者のパートナーか、親族、きょうだいである。

この場合にも事実の調査認定においては、子どもの証言及び加害者の説明が重要となるが、事実発覚の順序において子どもの告白が先行しないで、保護者の目撃や証拠事実があるために事実認定は一応客観的な情報によると言える。ただし被害を受けたと思われる子ども、加害を疑われる人物が共に強い否認をして、目撃以外に客観的な情報が全く認められない場合には、目撃の信憑性は残念ながら一定の審査が必要となる。

虐待目撃を主張する保護者の個人的利害関係が子どもの虐待を主張することによって何らかの利害関係を生じさせ、主張する側に利益結果をもたらす場合、例えば離婚や親権をめぐる争いが先行しており、虐待主張が相手方を不利にする要素があるような場合、事実認定は慎重にならざるを得ない。

虐待目撃において保護者は子どもの安全を守ろうと通告・通報したとしても、事実関係の冷静な検討からは、子どもを保護者の元に置くことが子どもの安全上問題となることがある。また公平な事実調査のために、子どもを関係者や関係する場所からいたん隔離遮断して完全に危害の危険性と諸般の影響を排除することが必要と判断される場合もある。この場合、子どもの分離保護が通告した保護者の意向に反する場合もあり、児童相談所は親権者の意に反して職権保護しなければならないと判断することもあり得る。

### 2) 子どもの福祉に関する専門機関職員からの通告

警察が子どもの虐待事実について何らかの証拠を得たことから要保護児童として通告した場合、子ども本人が否認していたとしてもいったんは保護して調査することが必要となるだろう。児童ポルノ事件等に親族・家族が関与して子どもが被害者であった場合などがこれに当たる。

学校や子どもの所属する機関の職員が子どもの被害を目撃ないしはそれに相当するような証拠情報をつかんで通告した場合、子どもが否認していたとしても、その情報の評価ができるまで、子どもの安全を確保するためには子どもの保護が必要となる。この際根拠となる情報にはそれなりの客観的証拠性が要求されることになる。子どもが頑強に否定し続けても虐待被害の推定が可能な情報とは、直接の目撃証言か、写真等の物証となるだろう。こうした事態では早めに警察に相談することが考えられる。

### 3. 通告

#### [1] 通告者の留意点 なぜ、そして何を通告しなければならないか

子どもの話を最初に聞いた者は、疑いの段階で即座に児童相談所あるいは福祉事務所に通告することが重要である。これはすべての虐待通告に通じることであるが、通告は「虐待の疑い」について行われなければならないとされている。さらに言えば、通告者は子どもの問題が「虐待と呼ばれる事態である可能性がどの程度か」あるいは「虐待という問題に類する出来事があるかどうか」について本質的に問われる立場にない。すなわち、「子どもの安全について、何らかの心配、危険の兆候が感じられ、そのことについて専門機関による調査と判断を求める」ために通告しなければならぬのであって、「虐待かどうか」は児童相談所が調査によって判断する事柄である。児童相談所はこれまでしばしば「虐待にあたるかどうかが分らないから通告しなかった」という事例を経験しているが、これは子どもの安全に関する通告義務が「虐待の事前確認に拘束されない」ことを「虐待の疑いの事前確認」に限定されると誤解した結果である。

通告者が子どもから話を聞く際には、子どもの安全と発言内容の正確さを損なわないために、子どもが自発的に話すことを尊重し、必要以上に要約したり、判断を加えたり、追加確認の質問をしつづけないこと、冷静に対応することが重要である。(子どもから性的虐待を疑わせる告白を受けた際の留意事項については 2. 初期対応・性的虐待の発見 [1]～[6] の各項を参照

子どもの性的虐待の被害はめったに話されることが無く、多くは潜在したままになって被害が拡大する危険性が高いことから、疑いの段階で直ちに通告することが、子どもの被害を食い止める最善の対応である。

子どもが特に性的虐待の被害を訴えるタイミングは、最悪の事態が目前に迫ってきていると子どもが感じた時点であることが、これまでの事例研究等で指摘されており、即座な対応が子どもの危機を救うことに結びつく可能性が高い。

#### [2] 通告にあたっての留意点

- ① 最初の通告は電話で行う。後に書類を作成して報告の根拠資料とする。
- ② 通告にあたっては、子どもへの調査実施を考えて、出来る限り速やかに行う
- ③ 通告に当たっては得られた情報のすべてを報告する。
- ④ 通告の内容
  - a. 通告者の氏名 所属があれば所属名 住所 電話番号
  - b. 子どもから聴いた内容 やり取りの事実内容 日時
  - c. 「誰が」「何を」「いつ」「どこで」についての情報に該当することは具体的に聴いた通りに整理
  - d. 誰がどのような状況で子どもからの話を聴いたか
  - e. 子どもについてのその他の情報 誰が どのような状況でその情報を得たか
  - f. 子どもの名前 年齢 生年月日 住所 所属のクラス名 担任名等
  - g. 家族全員の名前 年齢 (住所) 加害者が特定できているなら加害者についての情報
  - h. 所属の場所にはいつから通っているか 欠席・出席状況等
  - i. 普段の子どもの様子 対人・社会・集団適応 服装や清潔 健康・栄養・食事等
  - j. 現在の子どもの居場所と子どもの状態 安全確保の状況
  - k. 保護者についての情報、これまで接觸してきた中での情報
  - l. 機関としての連絡窓口となる人物 連絡先 責任者

- ⑤ 電話による通告ですべて知り得た情報を提供したら、それを文書にまとめ、通告書として書面で児童相談所に提出すること。この際の通告者は組織としての通告では組織の責任者名で通告する。
- ⑥ 個人で通告する場合にも 3. に準じた通告となるが、内容はその個人の状況に応じたものとなる。また児童相談所が子どもと接触するのに、個人の住居や居場所が不適当な場合もあると考えられ、子どもの身柄を児童相談所に移してそこで子どもの調査を行うことも選択肢として考えられる。

### [3] 通告の受理対応

通告を受けた児童相談所、福祉事務所は、子どもが具体的に話した内容、子どもの所在、家族状況の把握を行ったうえで、虐待の疑いが強い場合には、児童相談所職員が速やかに子どもと直接接觸し、虐待の疑いについての確認を行い、一時保護の必要性について判断を行うことが必要である。

この際、子どもの告白や不審な情報をキャッチした機関や個人からは、しばしば「通告」をためらって、事前の「相談」として報告する場合があるが、内容が子どもの安全のニーズが脅かされている危険性をうかがわせる情報である限り、児童相談所、福祉事務所としてはすべて「通告」として受理し、対応すること。

子どもの安全確認調査にあたっては、児童虐待防止法第8条においてこれを速やかに行う義務があること、また同法第5条において子どもの福祉に業務上・職務上関係のある者は国、および地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないと規定されており、それらの立場にある者は児童相談所の安全確認調査には協力義務があるとされている。また児童福祉法第25条の3に基づく調査による情報提供の協力要請は個人情報保護の提供に関しては「法令に基づく場合」に当たり、通告と共に、その他の法や規則が定める守秘義務違反にはあたらないと解釈される。

子どもと接觸するためには、まず子どもの身柄を安全に確保し、子どものプライバシーが守れる条件を確保して子どもの話を聞くことができるようになることが必要となる。子どもが通告者の安全管理下にあり、その身柄の安全確保が図れるなら、直ちに子どもと接觸を図ることが最優先される。多くの子どもの告白が、その日のうちに身に迫る危険性を訴えている可能性があり、即日・即座の反応が重要である。

通告者にはそれ以上詳しい話は子どもが自発的に話をしてこない限り尋ねたりしないようにすることを依頼し、もし子どもが話し出したら、あれこれ質問せずに、正確に子どもの表現を聞き取ること、また、子どもの身の安全を守る為に専門の人を呼んだこと、その人に事情を話すことが大切なことを子どもに伝えることが重要である。子どもが不安がって誰かに連絡したり接觸したりしたいと申し出ることがあるが、児相の職員と接觸するまではできるだけ他の誰とも接觸せず、落ち着いて調査を受けられるように子どもの身柄の確保と安全に配慮するように依頼する。

子どもが相談機関との接觸を嫌がっているとか、施設に連れていかれると思い込んでいるような場合、通告者もそれに巻き込まれて不安になることが多く、調査以後の展開についてはすべて相談所の職員と話し合った上で決まる事なので、現時点では何も分からないし、決まっていないのだから、ともかく子どもの安全のために面接調査を待つことに集中して対応してもらうように要請する。

### 1) 初期調査における手順】

- ① 子どもの居場所の確認と身柄確保の依頼と確認。
- ② 調査をする場所を決める。子どもの居場所か児童相談所か別の場所か。
- ③ 子どもの一時保護の要否判断までの調査のために許される時間的猶予の確認。
- ④ 子どもについて現段階で分かっている情報内容の確認と以後の調査計画
- ⑤ 子どもへの初期調査面接、その他の調査内容確認と安全判断の可能性範囲確認(多くの場合、初期の告白は部分告白であることが多い)
- ⑥ 対応チームの編成

調査・保護チーム：調査担当(2名体制：加害者の性は避ける)、一時保護の場合の対応職員、連絡調整役  
指揮・保護者対応チーム：現場からの情報による対応方針の判断決定と状況に応じた連絡・指示・調整、  
時間と進行管理 関係機関の連絡調整  
一時保護の場合の保護者への告知連絡・面談による説明(保護チームからの参加も必要)

#### 所属の意思決定の体制確認

- ⑦ 子どもの身柄の確保と初期調査面接の実施
- ⑧ 子どもの安全確認と安全確保要件の確認 ⇒ 一時保護の要否判断
- ⑨ 子どもの一時保護と保護者告知の準備

#### 4. 子どもからの初期被害調査

##### [1] 通告受理直後の児童相談所による初期調査の留意点

通告を受理した児童相談所は、通告者や子どもの打ち明けを聞いた人からの聴きとり調査をした上で、子どもと直接接触し、虐待被害の調査を行う。この際、子どもの身柄の安全の確保に配慮し、子どもが加害者はもとより、家族からの干渉、友人からの注目に晒されることなく、落ちついて静かに調査面接を実施できる場所を確保することが必要である。このため子どもの所属する保育所、幼稚園、学校等の協力を得ることが重要である。

聴き取りは調査面接者と子どもの1対1でのやり取りとし、もう一人の職員は面接場面の立会人として記録と見守りの役割とする。その他の職員は子どもの面接場面に同席するよりも周囲の安全確保や次の動きのための準備、指揮・保護者対応チームとの連絡・調整、子どもの所属機関からの引き続いての調査や今後の対応についての調整等を担当する。

子どものサポートのために日常の子どもの関係者(場合によっては子どもの告白を最初に聴いた人や通告者)が面接に同席するとしても、その人は子どもの発言について誘導や教唆となるような表現(うなづきや目くばせ)、発言(「さっき話したこと言ってごらん」等)、関係者自身が感情的になり、涙を流すことなどは当然控えて子どもの視野の外、できれば背後で子どもを安心させるためだけに立ち会う配慮が必要である。

この段階で子どもの被害の内容がすべて明らかになることは少ない。子どもは周囲の反応にたじろいだり、戸惑ったりしており、事情を聴きに来た職員の調査に躊躇・抵抗を示すことが多い。従って調査を担当する職員は、子どもの安全についての心配から事情を聴きにきたこと、子どもの身を案じていることを伝え、また子どもの戸惑いについて理解を示し、子どもの不安を和らげることが重要である。

調査面接者は、子どもが何か困ったことがあるので、関係者に打ち明けたその事情と内容について聴き取り、子どもの安全に関して何らかの性的虐待についての疑いの兆候を確認することが重要となる。

もしも、子どもが自発的に具体的な被害事実を述べるようであれば、今後の法的対応における客觀性を損なわないよう、誘導や暗示となる応答に注意し、質問し過ぎることなく、子どもの自発的な話の聴き取りを心がけなければならない。この初期の調査における聴き取りは、場面設定にも時間にも制約のある条件下で行われるものであり、最低限度の性的虐待の疑いと一時保護の要否判断が行われることが目標である。  
(子どもへの面接については後に詳述)

## [2] 子どもへの初期被害調査面接の基本的留意点

性的虐待は身体的虐待のような外傷が認められない場合が多く、また、ネグレクトのように家族の生活状況からその事実の確認を行うことも困難である。性的虐待が児童相談所の相談事例となるのは、子どもから開示があつたり、子どもの精神的な問題や行動上の問題から性的虐待の被害が推定されて関係者が問題視する中で何らかの開示を聴き取つたり、あるいは別の相談で児童相談所が関わりをもつ中で、子どもが性的虐待の事実を開示するなどの場合である。いずれの場合も、子どもの面接での証言内容が非常に重要な意味を持つ。以下に、初期の被害調査面接としての子どもの面接における基本的事項を述べる。

なお、この調査面接は、子どもの虐待被害事実を法的な立証性の観点から厳密に確認する被害確認面接(欧米のforensic interview(司法面接)手法を用いた面接)とは異なる。しかし、後に設定される被害確認面接の厳密な要件を想定すると、すでにこの時点から法的な立証可能性において誘導や暗示、教唆や報酬呈示等の危険性を排除した調査面接への配慮が必要である。

### 1) 子どものペースを尊重しながら丁寧に話を聞き真剣に受け止めること。

性的虐待の事実を話すことは子どもに大変な心理的負担をかける。子どもは自分の話が相手にどのように受け止めてもらえるか、話すことで自分や家族はどうなるのかといった不安を抱いて、話を強くためらう。時には不自然に冗談めかした言い方をしたり、あるいは「他の子の話」として話したりすることもあるが、こうした子どもの表現に対して、丁寧かつ真剣な態度で、子どものペースを尊重しながら子どもの話に耳を傾けることが大切である。子どもの抵抗感や不安感が強いにもかかわらず、面接者がそれに配慮できないで、沈黙を許容できなかったり、出来事の詳細について質問を重ねたりすると、子どもが耐えられなくなつて解離状態に陥ったり一度は口にした性的虐待の事実を否認したりすること(撤回)もあるので注意を要する。

### 2) 性的虐待について話す子どもの心理的苦痛や恐怖、不安を理解すること

子どもは、性的虐待について話すことに強い心理的苦痛を感じる。こうした苦痛感には、恥辱感(普通なら人に言えな恥ずかしいことを話す)、罪責感(被害を受けた責任の一端は自分にあるのではないか)、裏切りの気持ち(加害者から口止めされていたにもかかわらず話している、家族や保護者に秘密にしていましたことが明らかになる)といった感情が関与している。子どもから話を聞く場合にはこうした苦痛や恐れの感情を十分に理解し、可能な範囲で不安を軽減できるような言葉かけや配慮をする必要がある。ただし、子どもの発言を誘導したり、あるいは報酬を提示しているのではないかと解釈されるような対応はしないこと、また守れない約束や事実と相違することは、例え子どもを慰め、落ち着かせるためでも言ってはならない。また、解離反応が生じることも想定して子どもの様子をよく観察し、対応することが必要である。

### 3) 話を聞くことが子どもにとって『二次的被害』にならないよう注意すること。

性的虐待の事実を思い出したり話したりすること自体が元のトラウマ的な出来事の再体験としてトラウマを生じさせる、いわゆる『二次的被害』が生じる危険性がある。面接者は、こうした二次的被害をできるだけ回避ないしは緩和するための努力を講じなければならない。例えば、加害者と同性であつたり、加害者を想起させたりする危険性のある人物が面接をしないことや、今後のケースワークや法的手続きにおいて必要になると考えられる情報について後述する被害確認面接にて一人の面接者が集中して話を聴き、かつ正確な記録することで、同じ内容の話を子どもが繰り返して聽かれなくても済むようにするといった工夫が考えられる。

4) 秘密を守ることや問題の解決の可能性について誠実で現実的であること。

一般的なカウンセリングの面接などでは前提条件となっている守秘義務が、性的虐待を問題とした子どもの調査面接においては成立しない。守秘義務のある面接に慣れた面接者は、話すことへの子どもの抵抗に直面したり、子どもが「内緒にしてくれるなら話す」といったりした場合、「誰にも話さないから」と言いたくなるものであるが、こうした約束はできない。また、子どもの受けた被害が深刻なものであるほど、その話を聞いた面接者も精神的にショックを受け、その傷つきへの心理的防衛の影響から「もう大丈夫だよ。解決するから安心して」といった言葉を口にしてしまうこともある。しかし、そうした「言葉」が現実にならない可能性もあることを認識しておく必要がある。

5) 子どもの年齢に応じて、話を聞く際に補助的道具(描画など)を活用して正確さを期すこと。

幼い子どもの場合には言語表現に限界があり、また、性器の名称等に関して独特の表現を用いる傾向もある。また、こうした体の部位や行為を言葉にすること自体に抵抗を感じる子どももあり、虐待行為を正確に聞き取るには言語表現のみでは困難な場合も少なくない。初期の調査面接では詳細な虐待行為の聴き取りは必ずしも目的とはならないが、子どもの曖昧な言語表現を補い、正確さを期すため、描画や身体図を用いた補助的な方法が考案されてきた。\*)

\*) 欧米で性的虐待の司法面接(forensic interview:後述を参照のこと)のために用いられている性器や性的特徴を備えた人形(アナトミカル・コレクト・ドール)が、近年、わが国にも紹介され、一部の被害確認面接で使用されている。こうした人形は、子どもの説明の詳細な確認の助けになるという効果が期待される一方で、子どもの表現を誤誘導する危険性があることや、人形の性器が子どもに心理的ショックをもたらす危険性があると指摘されていることに留意すべきである。

他方、一般的な人形を言葉による説明では正確な事実描写が難しい子どもの調査において、補助的道具として使うという方策も過去には用いられたことがあると報告されているが、人形を提示することは、子どもの空想や連想を刺激する危険性が高く、子どもの開示内容の信憑性を低下させるとして、現在は勧められない方法となっている。

こうした人形は、子どもが性的虐待について、詳細な事実確認を補うための、あくまでも補助的な道具であると位置づけるべきである。初期調査面接では人形は使うべきでない。アナトミカル・コレクト・ドールは詳細な被害確認面接における特殊な補助的道具の選択肢のひとつとして用意される。

6) 子どもの意向を聞きながら、予想される今後の展開を子どもに説明すること。

性的虐待の加害者は、その事実を誰にも話さないように子どもに口止めをしたり、「誰かに話すともう家族は一緒に住めなくなる」などといった脅しをかけたりしていることが多い。そのため、性的虐待の事実を開示した子どもは、これから先のことについて大きな不安を持つことが多い。こうした不安を取り扱わないので放置した場合、これから先への不安から子どもが過度に不安定になったり、被害事実の撤回に転じたりすることもある。したがって、今後、どのような展開が予想されるかを可能な限り子どもに誠実に伝える必要がある。

また、今後の展開に関して、子どもは様々な意向を持っているものであり、こうした子どもの意向を知っておくことは大切である。子どもによつては「(加害者を)刑務所に入れて一生出てこないようにして欲しい」といった思いを口にする場合もあるが、こうした場合には、その思いの意味を十分に吟味し、刑事告訴や告発の妥当性を検討する必要が生じる。刑事事件としての告訴・告発をしながら、ケースワークを進めることは可能であるものの、「一生出てこない」ということは現実的ではないため、子どもがこうした希望を述べた場合には、現実的にはどういったことが予想できるかを伝え、対応策を探る必要があろう。また、「(虐待者とは)二度と会いたくない。お母さんと妹の3人で暮らしたい」といったような、今後の援助の方向性に大きく関与する意向が述べられる場合もあり、ケースワークの展開を考える上でも子どもの希望を聴取することは重要である。

### [3]子どもへの初期被害調査面接の手順(具体的なプロトコルについては別に呈示)

#### 1) 面接の時間設定 何時までに終えないといけないか

初期調査においては、面接だけでなく、子どもの安全は評価のための調査に使える時間的猶予、関係する機関の状況や情報収集の状況、面接に関しては、子どもの年齢と会話能力、情緒的状態等を考えて面接の設定時間を決める。通常は初対面から30分程度の範囲内で初期被害調査面接を終えることが妥当である。しかし、もし時間的余裕がもっと制限されている場合には最低15分程度で判断しなければならないこともあります。

#### 2) 面接の事前組み立て

初期被害調査面接は、子どもの安全の判断、一時保護の要否判断の為の面接である。その構造は以下のとおりである。

- ① 初対面での自己紹介と面接のための子どもとの信頼関係の構築。
- ② 子どもの面接調査対応能力の評価・確認。
- ③ 通告の端緒となった子どもの被害についての開示内容およびその他の情報の確認。
- ④ こどもが話してくれたことについて、子どもを支持し評価する。
- ⑤ 子どもの安全についての判断の為の調査確認と対応についてのチーム決定。

概ねここまで初期被害調査面接の中心部分は終了するが、直ちに援助の対応選択がそれに続く。

- ⑥ 一時保護の判断が出た場合は一時保護の説明と説得。
- ⑦ 保護なしの継続調査の場合には当面の子どもの安全の確保方法と、事後の対応の確認。
- ⑧ 事実否認、開示撤回の場合には、今後の援助窓口の呈示と安全確認。

#### 3) 面接の実施内容 \*)

- ① 初対面での自己紹介と面接のための子どもとの信頼関係の構築。

子どもに挨拶し、児童相談所と自分について自己紹介する。児童相談所、職員の仕事については子どもの身に起こった危険や困ったことについて、子どもの安全や安心のための仕事をしていることを、年齢や知識・理解力に合わせてわかりやすく説明すること。

次に会話で子どもを何で呼べばよいか、面接者を何と子どもが呼べばよいか、同席する人は何という名前で何をする人か、もしも同席する子どものサポート者がいる場合には■■さんはここにいてもらうからねと面接場面の基本事項を子どもに提示して確認する。

面接者が今日はなぜ子どもに会いに来たのか。子どもが〇〇さんに話したことについて、子どもの安全について、とても心配だったので話を聞きに来たことを説明する。

#### ② 子どもの面接調査対応能力の評価・確認。

子どもの日常生活の様子、周囲の人間関係、家族構成や名前、年齢、学年等、日々の日課や出来事などについて、聴き取り、子どもの時間や空間、社会生活についての理解力と表現力を把握する。会話のウォーミングアップでもあり、短い時間に収めることと、子どもの関心・面接の焦点が被害確認からずれてしまわないように注意が必要。

③ 通告の端緒となった子どもの被害についての開示内容およびその他の情報の確認。

通告の端緒となった子どもの発言について、何があったのか教えてと尋ねる。子どもが具体的なことを話し始めるまで、面接者から具体的なことを示して確認する(YES NO の回答となる)質問をしてはならない。これは誘導となる。

多くの子どもが当初、何もない自分を開示したことに触れるのを躊躇する。これは驚くことでも戸惑うことでもない。面接者は落ち着いて、これまで多くの子どもがそう言うのを聞いてきた。私は〇〇ちゃん/さん(子ども)が本当に大変なことで困っていないか心配して会いに来た。「心配で困ったことがあるたくさんのおどもが、あんまり困ってしまって、どうしたらいいかわからなくなつて、私が「どうしたの?」と尋ねても、「何にも無いよ」と言つたんだよね。もちろん、もし本当に大丈夫だったらそれでいいのよ。」といったことを子どもの調子に合わせて丁寧に伝える。

経験的には多くの子どもが、面接者が本当に子どもの身に起こっていることを心配しているのであり、何があったのかを問いただそうとしているのではないことを理解するに従い、重い口を開き始める。つまり、子どもの犯した失敗や罪の追及ではなく、子どもの安全と安心を追及していることを、どのように子どもが実感していくかが援助の重要な鍵なのである。\*\*)

\*) 初期被害調査は子どもの一時保護を決定する上でも、以降の子どもとの関係を構築する上でも重要なアプローチとなる。法的にも、被害確認面接とつながる一連の法的客観性、証拠性に立った調査面接でなければならない。面接の実務上のプロトコルについては被害確認面接と同様、別冊に呈示。

\*\*) こうした反応の背景には、虐待者による侵入的な支配と威嚇と報酬による混乱、秘密を強制しながら、他方では秘密を共有する共犯関係であることのほのめかし、そもそもそれが発覚した時の破壊的な結果の脅し、などが子どもへのマインドコントールとして使われていることがある。子どもはその影響下で何とか自分の感情と感覚を取り戻そうとするのだが、心身への支配とコントロールが繰り返し子どもの主体性そのものを脅かし支配しているために混乱しており、あらゆる他人からののはたらきかけを、脅威としか感じられないようになっている。

通告に対応する初期被害調査面接の焦点は、通告に至る根拠となった情報をめぐって、それが子どもの性的虐待被害の何らかの兆候、性的虐待の疑いといえるかどうか、そのことで子どもの安全確保のための対応が必要かどうかの判断をすることである。従って、面接者が子どもの自発的な話から、その要件を満たす話を聞くことができれば、当初の目的はほぼ達成される。

## 5. 一時保護の要否判断と初期被害調査の対応

### [1] 一時保護の要否判断<sup>\*)</sup>

#### 1) 基本的姿勢

確認された被害情報、子どもの状態、家族の問題性などの評価を行い、一時保護の要否を検討する。他にきょうだいがいる場合、そのきょうだいについてもリスクの判断、対応の検討を併せて行う。

初期被害調査面接で性的虐待が疑われる場合、分かる範囲内での情報、子どもが説明する状況を子どもの安全の観点から評価し、子どもの安全を充分に確保するために保護が必要かどうか即座に判断しなければならない。多くの性的虐待が進行する経過をとること、しばしばネグレクトや身体的虐待の重複がみられることから判断は総合的なものとなりやすいが、性的虐待だけは、その他のいかなる兆候とも異なり、あいまいな兆候に対して明確な対応判断を要するものであることをよく自覚しておくことが必要である。

#### 2) 子どもの安全についての調査確認と対応方針の判断・決定

子どもの身柄の保護の要否については、性的虐待被害の特性、子どもの安全についての課題等からみて、以下の3点について留意して判断することが重要である。

- ① 虐待被害からの予防的保護の必要性、
- ② 調査において関係者の利害関係、感情的動搖にさらされず、公平性な事実調査を行う必要性
- ③ 関係者への調査を開始することによって、さらに子どもがその動搖に巻き込まれて二次性のトラウマを負うとか、情緒的混乱に陥るなど、適切なサポートを受けられずに周囲の利害関係や非難、感情的反応や好奇の目に晒されることを防ぐ必要性

これらの3点を中心として、初期調査において児童相談所は、子どもを生活現場から一時的に分離保護することについて判断しなければならない。

子どもからの情報やその他の調査情報から、加害者がほぼ特定される場合には、その加害者の存在で子どもの安全がどの程度脅かされているか判断が必要である。ただし、この段階で子どもが全ての状況を説明できている保障は無いことにも注意が必要である。加害者がまだ完全には特定されない場合には、子どもの生活環境全体が潜在的な子どもの被害危険領域となる。

初期被害調査で子どもの性的虐待を疑わせる兆候が確認され、生活環境がその時点で既に子どもの安全を確保している場合を除き、まず子どもの安全を確保してから調査を開始することが原則となる。

例外的に子どもの安全が確保されているといえる事態、例えば親族による子どもの加害者からの隔離的な保護や、家族による加害者の物理的な排除がすでに実行され、その事態が固定的に確保されている場合には、子どもの保護は利害関係者からの影響を排除した公平な調査のためだけの限定的なものとなるかもしれない。手続き的にも一時保護とすることなく、子どもからの詳細な調査を実施することも検討され得る。しかし、将来、加害者側からの反論が想定される場合、例えば、一方的な教唆、誘導、暗示が加害者と対立する家族、親族から子どもに対してなされた等の反論が想定される場合や、非加害保護者や親族ではあるが、性的虐待の発覚・暴露にあまりにも動搖が激しく、加害者に対する激しい怒りや、性的虐待の事実そのものについて強い嫌悪感や拒否感が強く感じ取られる関係者には、性的虐待発覚直後の子どもを委ねるべきではない。調査はあくまで静かで落ち着いた、周囲の利害感情や激しい感情反応・動搖にさらされず、子どもを安心・安定させるための配慮の下で公平性を確保して事実調査することが重要であり、こうした調査のため

の一時的な子どもの分離保護を検討する必要がある。もちろんこうした要件を一時保護先が満たせるようにすることも対応の要件となる。

\* )一時保護の判断に関しては、特に以下のこと留意することが必要である。性的虐待は事実が露見する機会が極めて限定されており、その機会を逃しては子どもの安全を図ることが困難である。従って保護をためらって機会を逸する危険と、事実確認に失敗して子どもを帰さざるを得ない(加害者の操作によって2度と露見することは無いかもしれない)危険の双方を検討して判断しなければならない。また、一時保護は子どもの安全確保と正確な調査のために実施されるのであり、そのためには一時保護される場所が子どもにとって安全・安心が保障される場であることが必要である。また保護の判断においては加害者からの影響を排除して正確な調査を行うという調査目的の比重が大きく、その他の虐待相談の保護に比べると充分な状況確定的な証拠性が乏しい条件で、むしろその状況確認のために保護するという特徴があることを充分に認識しておくことが必要である。

また性的虐待相談事例では、子どもの再被害からの安全の確保の観点から、子どもの身柄の安全を保証できる場所が限定されるため、子どもは充分な安全の確認なしには保護者等の元に帰れないことになる。従って分離介入が長期に継続される可能性が高く、分離保護が長期化した場合の子どもの生活の場やサポート体制の確保・充実も準備要件となる。これらの条件整備を前提として安全な子どもの保護と支援体制を整えることが重要である。

### 3) 子どもへの一時保護の告知 説明と説得

時間が限られた条件下で、子どもの性的虐待被害の可能性、疑いの兆候が確認された場合、あるいは他の不適切養育や子どもの安全のニーズの侵害状況が疑われた場合、直ちに一時保護の要否判断を行い、一時保護が必要と判断される場合には、直ちに子どもに対して一時保護の説明・説得に入る。

一時保護の決定にあたっては、まず子どもにその宣告・告知を行う。ただし、一時保護そのものについての子どもの承諾や同意を求めてはならない。それは子どもには重すぎる選択であり、また子どもが決める事でもない。子どもが当惑し、ためらったとしても、児童相談所が子どもの安全のために保護が必要と判断したからには、毅然として一時保護を決定したことを子どもに伝えなければならない。

その上で、子どもの年齢、理解力を考慮して一時保護とは何かを子どもに理解させることが必要である。またなぜ一時保護するのかを説明し子どもが理解することも重要である。当然のことながら、多くの子どもが一時保護の提案を驚きと戸惑いをもって受け止める。子どもの動搖を理解して受け止めながら、なぜ家に戻さずに保護するのかを丁寧に説明する。時間的猶予が少なければ、子どもを移動させながらも、説明を行うことをしなければならない。

一時保護は児童相談所の判断に基づく行為であり、介入的な対応において基本的に子どもの同意は要しない。一時保護を保護者に説明する際に、子どもがそれを望んだから、あるいは同意したから保護したのかという質問は、しばしば保護者から発せられるが、一時保護の要否判断は児童相談所の判断として行うのであって、子どもの意向や承諾を前提にするものでは無い。もちろん、子どもの側には自分が一時保護を望むか望まないか、一時保護の決定を受け入れるか受け入れ難いか、また一時保護での生活になじめるか、なじめないかといった子ども個人としての意見表明の権利は当然認められるので、一時保護の要否判断は子どもの意向に従うものではないが、一時保護の決定以降の援助においては、子どもの意向、気持はできるだけ尊重され、子ども自身が納得して自身の生活を考え、意向を表明できるようにしなければならない。

子どもの年齢が高くなり、子ども本人が一時保護に全く納得しておらず、あるいは拒否している場合、一時保護は強制的な身柄の保護拘束ではないので、無理に一時保護しようとしても現実的な限界がある。年長児にはあらかじめ一時保護による、交友関係の一時的な全面停止、通信の制限、自由行動の制限、学校には登校できること、場合によっては将来の転校も覚悟しなければならない等の状況を説明して、子どもが

そのことをある程度予想し、納得した上で保護することが現実的には必要となる。いきなりこうした条件を聞いて子どもがすんなりと一時保護に応じることは難しい。一時保護に伴う不都合と今後の見通しをよく理解した上で、本人の安全について話し合うことが必要である。

#### 4) 保護しない場合の子どもの安全の確保方法と、事後の対応の確認

初期被害調査で子どもから性的虐待の疑いに当たる話が全く聞けないか、あるいは性的虐待を疑わせるに足りる調査情報が得られないのだが、性的虐待の通告そのものが誤報であったという確証も得られない場合、あるいは性的虐待の疑いは確認されたものの、子どもが一時保護を拒否しており、そのまま無理に一時保護しても子どもの安全が確保できそうにない場合、当日からの子どもの安全についての要件確保とその確認の方策を検討しつつ、継続調査を検討する。

性的虐待の疑いが強いのに、子どもが保護に同意せず、保護を強行できないと判断した場合には、継続的な子どもの安全確保の方策や子どもとの話し合いの継続が計画されなければならない。通常は毎日の安全確認と話し合いが計画されなければならない。特に子どもが緊急に逃げ込める場所や連絡方法を持つこと、24 時間体制で子どもの身柄保護の対応ができる体制を整えることが課題となる。

情報があいまい過ぎて、性的虐待の疑いによる子どもの安全確保のために一時保護するまでの要件は満たさないが、これまでの情報からは性的虐待の疑いがなお残る場合、子どもの年齢が幼ければ幼いほど、調査は非加害側とみなされる保護者への接触、調査へと比重が移ることになるだろう。

調査の結果、性的虐待の疑いよりも通告自体が誤った判断による可能性が高いとみなされる場合、通告者の責任は問われないし、その個人の秘密は守られる。ただし悪意による通告、あるいは誹謗・中傷の危険性が認められるような場合には、子どもと保護者・家族、加害を疑われた人物の名誉と安全の為に虐待を疑う人物への告知と説明が必要となるかもしれない。こうした場合には風評被害への波及も危惧される場合があり、慎重な対応が必要となる。

#### 5) 子どもが被害の開示を撤回(告白撤回)した場合の今後の援助窓口の呈示と安全確認

子どもが性的虐待の事実を明確に否認した場合、あるいは開示した被害事実や被害の疑いを明確に撤回し、以後の継続的な話し合いをも拒んだ場合、子どもの本心がどこにあるかということよりも、子どもが明確に拒否を表明したこと尊重しなければならない。そうでないと、以後さらに告白撤回の再撤回があったとしても、その間に強い説得と話し合いが継続された結果だった場合に、それを予断と偏見による告白の強要や教唆と反論された時、自発的な子どもからの再告白を立証することが困難となってしまう危険がある。

子どもが性的虐待の否認(撤回)とそのことについての継続的な話し合いを明確に拒否した場合には、調査はいったん終結しなければならない。子どもには、子どもの明確な意思表示を尊重すること、調査は終結すること、ただし、もしこれまでも、これからも何らかの被害があり、援助を求める必要が生じた場合にはいつでも援助を求めて良いこと、その時、今回子どもが調査を否定したり話し合いを拒否したことは全く問題にはならないことを説明し、具体的な援助の求め方を呈示・確認して調査を終結する。

特に撤回が生じた場合、実際には性的虐待が強く疑われる場合には、撤回の理由をよく検討し、子どもを